

公立八女総合病院 無線LAN（Wi-Fi）接続サービス利用に関する規程

平成30年3月29日

規程第3号

（目的）

第1条 この規程は、公立八女総合病院企業団庁舎管理規則（平成20年規則第2号）に基づき、公立八女総合病院（以下「病院」という。）において、患者満足度の向上と患者サービスの充実に目的を定めた無線LANサービス（以下「本サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用場所及び利用時間）

第2条 本サービスが利用できる時間及び場所は、次のとおりとする。ただし、災害発生時その他病院が特に必要と認めた場合は、本サービスの利用を希望する者（以下「利用者」という。）に予告なく本サービスの利用について変更または中止できるものとする。

利用可能日	全日
利用時間	7時00分から22時00分まで
利用場所	病院1階 総合受付、各診療科外来待合 病院2階 内分泌代謝内科外来待合、血液浄化センター内

（利用者が準備するもの）

第3条 利用者は、利用にあたって次に掲げる機器等を準備しなければならない。なお、病院から機器等の貸出しは行わないものとする。

- （1）スマートフォン、パーソナルコンピューター 等
- （2）LANインターフェース

（本サービスの利用）

第4条 本サービスの利用は、本規程に同意した個人に対して認めるものとし、利用者は不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他の関係法令等を遵守しなければならない。

- 2 本サービスの利用料金は無料とするが、インターネット上の有料サービスは利用者が負担するものとする。
- 3 病院は、設定等に関し、技術的な質問についての問合せを一切受け付けない。
- 4 本サービスについて、常に安定した接続環境を保障するものではない。
- 5 本サービスの利用者は、他の利用者又は第三者（以下「他者」という。）の迷惑にならないよう配慮して利用しなければならない。

(禁止行為)

第5条 利用者は、本サービスの利用にあたっては、次の各号に定める行為（以下「禁止行為」という。）を行ってはならない。なお、利用者が禁止行為を行うことによって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、病院は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産やプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げるほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (4) 他者を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれがある行為
- (6) 犯罪的行為又はそのおそれがある行為
- (7) 選挙活動に関する行為（選挙期間中であるか否かを問わない）
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (9) 営利目的の行為
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (11) 特定又は不特定多数に大量にメールを送信する行為
- (12) ファイル共有ソフトの使用等著しく大量のデータを送受信する行為
- (13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は病院が不適切と判断する行為

(利用の停止)

第6条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止することができるものとする。

- (1) 禁止行為に該当する行為を行った場合
- (2) 本規程に違反した場合
- (3) その他利用者として病院が不適切と判断した場合

(運用の停止、中止)

第7条 病院は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの運用の停止、中止をすることができるものとする。

- (1) 本サービスのシステム保守又は工事を行う場合
- (2) 本サービスのシステムに係る設備やネットワーク障害等、やむを得ない事由がある場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本サービスの運用上、病院が必要と認める場合

(免責事項)

第8条 本サービスの利用、利用停止又は運用の停止若しくは中止により、利用者又は第三者が被った被害については、病院はその責を一切負わないものとする。

- 2 病院は、利用者等が本サービスを通じて得る情報等は、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わないものとする。
- 3 本サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、本サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、病院はその責を一切負わないものとする。
- 4 本サービスへの接続に係る利用者の機器設定は、利用者が行うものとする。この場合において、接続する機種、OS、ソフト等により本サービスを利用出来ない場合についても、病院はその責を一切負わないものとする。
- 5 利用者が本サービスを利用したことにより、他者との間に生じた紛争等について、病院はその責を一切負わないものとする。

(利用の制限)

第9条 病院は、本サービスの適切な利用を図るため、利用者の本サービスの利用ログを記録し、特定のWEBサイトへの接続若しくは通信帯域を制限することができるものとする。

(運用の維持)

第10条 病院では、本サービスの使用状況を把握するために、下記の機器名称等及び利用状況等を病院に設置した本サービスのサーバーにおいて把握、管理する。ただし、その情報が他者へ情報漏洩等しても、病院はその責を一切負わないものとする。また、その取得した情報は、本サービス運用の改善のため使用することがあるものとする。

- (1) 機器名称等
- (2) LANアドレス(MACアドレス・IPアドレス)等
- (3) WEBサイトアクセス履歴等

(裁判管轄)

第11条 本サービスに関連して、利用者と病院との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとする。

- 2 前項の協議をしても解決しない場合は、福岡地方裁判所又は八女簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(本規程の変更)

第12条 病院は、必要があると認めるときは予告なくこの規程を変更できるものとする。本規程の変更後に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は変更後の規程に同意したものとみなす。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。